

様式第 51 の 2 の 2 (第38条の 2 関係) (平15経産令72・追加)

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項 1】

[備考]

- 1 請求の範囲の翻訳文は、次の要領で記載する。
  - イ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び請求の範囲の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
  - ロ 「特許請求の範囲」の請求項に付す番号は、「【請求項 1】」、「【請求項 2】」のように記載する。
- 2 その他は、様式第29の 2 の備考 1 から 6 まで、8、10及び15と同様とする。